

## 令和8年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金に関するQ & A

<b>Q 1</b>	<b>申請書兼請求書に事業者証明欄があるのはなぜですか。</b>
A 1	本給付金は、介護サービス事業所等で勤務しながら資格を取得した職員が、資格取得後も有資格者として継続勤務し、介護サービス事業所等で介護人材として定着されることを目的としています、そのため就労状況の確認に事業者からの証明をもらっています。
<b>Q 2</b>	<b>市の予算の範囲内での支給とありますが、申請してももらえない場合がありますか。</b>
A 2	この制度は市の予算の範囲内で支給されます。届出順により予算の範囲を超えたところで〆切となります。対象となった場合、「令和8年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給決定通知書」（様式第2号）により通知します。予算の限度により対象外となった場合、市から電話にて申請者へ連絡します。また、全体的な周知としてホームページに掲載します。
<b>Q 3</b>	<b>試験には合格したが資格登録をしていない場合、支給対象となりますか。</b>
A 3	介護福祉士（登録証） 喀痰吸引（認定特定行為業務従事者認定証）により有資格者であることを確認していますので、支給対象となりません。
<b>Q 4</b>	<b>申請書兼請求書の事業者証明欄について、法人もしくは事業所のいずれかの記載があれば良いですか。</b>
A 4	必ず法人と事業所の両方の記載が必要です。また、申請者が勤務していることの証明のため、法人の代表者印の押印をお願いします。
<b>Q 5</b>	<b>試験の受験料や登録に係る費用を法人が負担している場合、法人が給付金を受け取ることはできますか。</b>
A 5	この給付金は資格を取得した職員に対する報償としていますので、法人に支給することはできません。経費負担の有無に関わらず、職員へ直接支給してください。
<b>Q 6</b>	<b>資格登録後、6か月以上勤務する予定です。6か月勤務してからでないと申請できませんか。</b>
A 6	資格登録後、6か月が経過してから申請してください。申請時には、6か月以上勤務されている証明（法人代表者の押印）が必要です。
<b>Q 7</b>	<b>一人が複数の研修を修了し、給付金支給条件を満たしている場合は、複数回申請できますか。</b>
A 7	対象になる資格及び研修はいずれか一つとし、1人一回のみの申請しかできません。また、同一の資格や研修で「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金」を申請された方については申請できません。

Q 8	<b>非常勤の職員も申請の対象者になりますか？</b>
A 8	所定労働時間が週 20 時間以上の方は対象になります。
Q 9	<b>紙の通帳がありません。キャッシュカードのコピーでもいいですか？</b>
A 9	銀行名、支店名、口座番号、氏名（できればカナ表示）が記載されていることがわかるものが必要ですので、マイページ等でわかる画面を印刷して提出をお願いします。
Q10	<b>介護福祉士国家試験合格者で勤務する介護サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者は支給対象外とありますが、なぜですか。</b>
A10	本給付金は、介護サービス事業所等で勤務しながら資格を取得した職員が、資格取得後も有資格者として継続勤務することで、介護サービス事業所等で介護人材として定着されることを目的としているため、このような仕組みとしています。
Q11	<b>第 3 7 回（令和 6 年度）以前の介護福祉士国家試験に合格しており、資格の登録を令和 8 年 4 月に行いました。資格登録日以降、継続して 6 か月勤務しましたが、支給対象となりますか。</b>
A11	今回の支給対象は「第 3 8 回（令和 7 年度）介護福祉士国家試験に合格した方」としていますので、支給対象となりません。
Q12	<b>卒業するタイミングで第 3 8 回（令和 7 年度）介護福祉士国家試験に合格し、令和 8 年 4 月 1 日から市内の事業所で勤務を開始しました。資格登録日以降、継続して 6 か月勤務すれば支給対象となりますか。</b>
A12	市内の介護サービス事業所等に勤務しながら、当該試験に合格した方が対象となりますので、卒業までに合格された方は対象となりません。
Q13	<b>介護福祉士国家資格に合格、又は喀痰吸引等研修を修了した場合、令和 8 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金と併せて申請することは可能ですか。</b>
A13	同一の資格や研修で併用申請はできません。
Q14	<b>第 2 7 回（令和 6 年度）以前の介護支援専門員実務研修受講試験（ケアマネジャー試験）に合格しましたが申請はできますか</b>
A14	今回の支給対象は「第 2 8 回（令和 7 年度）介護支援専門員実務研修受講試験（ケアマネジャー試験）に合格した方」としていますので、支給対象となりません。
Q15	<b>介護支援専門員実務研修受講試験（ケアマネジャー試験）合格時と申請時で事業所が異なる場合は、申請はできますか？</b>
A15	申請はしていただけますが、合格時に就労していたことがわかる書類（就労証明書等）をお願いする場合があります。